

岩手県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

岩手県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 県の国民健康保険事業の運営に関する事項（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「改正後の法」という。）の定めるところにより県が処理することとされている事務に係る事項であって、改正法附則第7条及び第9条の規定に基づく改正後の法の施行のために必要な行為に係るものをいう。以下同じ。）を審議させるため、知事の諮問機関として岩手県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 改正後の法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (2) 改正後の法第82条の2第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県の国民健康保険事業の運営に関する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数の者を知事が任命する。

- (1) 市町村が行う国民健康保険の被保険者を代表する者 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第40条第1項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する者 4人
- (3) 学識経験のある者 4人
- (4) 被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する者 3人

2 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、知事が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。